

老人福祉センターの入浴施設、4月に再開予定

老人福祉センターについては入浴施設を残すことになりました。現在、業務再開のために、危険箇所などの改修工事を行っています。再開時期は、本年4月を予定しています。

皆さんには大変ご不便をおかけしています。再開までしばらくお待ちください。

問 福祉課 ☎ 63・1406

3月の市議会
審査日程（予定）

3月の市議会（定例会）は、次の日程で行われる予定です。

●5日（月）

本会議「開会／市長施政方針演説／提案理由説明」

●6日（火）～9日（金）
議案研究

●10日（土）・11日（日） 休日

●12日（月）～14日（水）

本会議「質疑・一般質問」

●15日（木）・16日（金） 委員会

●17日（土）・18日（日） 休日

●19日（月） 事務整理

●20日（火） 休日

●21日（水） 事務整理

●22日（木） 本会議「委員長

報告／質疑・討論・表決／閉会」

※13日（火）の本会議は午後1時からの予定。

問 議会事務局 ☎ 63・1628

3月のごみ収集日程が
変更になっています

内容	3月20日（火）	
	燃えるごみ	リサイクル
該当地区	収集なし	通常どおり実施
	火・金曜収集地区 万田中央、中央、桜山、八幡、府本、清里	井手川地区
	ごみは次回収集日の 23日（金）に出してください。	

※ごみ・リサイクル年間カレンダーをご覧ください

問 リレーセンター東宮内 ☎ 62・0647

環境保全課 ☎ 63・1370

子ども手当の申請は
3月30日まで

平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには、3月30日（金）までに子ども手当の新規申請をする必要があります。10月以

前に手当を受け取っていた人も含め、対象の子どもを持つ人は全て申請してください。

期限までに申請を行わなかった場合、手当を受け取ることができなくなります。

●申請期限 3月30日（金）

●申請方法

窓口に参加するか郵送（郵送の場合、3月31日消印有効）

●申請場所

子育て支援課④窓口

問 子育て支援課 ☎ 63・1417

シベリア強制抑留者の給
付金請求は3月31日まで

シベリア強制抑留者に、特別給付金を支給しています。まだ請求していない人は、まずご連絡ください。

●請求受付 3月31日（土）（郵送の場合消印有効）

●対象 平成22年6月16日に

存命で、日本国籍を有する人（同日以降に亡くなった人は相続人）

●受付時間 平日午前9時～午後6時（土日祝日は休み）

ただし、3月31日（土）は受け付けています。

問 平和祈念事業特別基金

☎ 0570・059・204

（ナビダイヤル）

※IP電話・PHSからは

☎ 03・5860・2748

差し押さえ不動産を
公売します

●日時 3月27日（火）、午後1時～午後1時30分受付

●会場 市役所2階入札室

●物件

①所在：荒尾市野原字狐谷

997番1

地目：宅地

②所在：荒尾市野原字狐谷

997番7

地目：宅地

地積：350・82㎡

※公売物件①②は一括換価

の方法により公売します。

●見積価格（最低入札価格）

531万円

●公売保証金 60万円

●公売方法 一般競争入札

●持参品 ①公売保証金

②印鑑 ③身分証明証（運転免許証など）

※法人や代理人が入札する場合は、他にも書類が必要になります。

※公売財産の詳細と公売手

続きについては、収納課

※申込用紙は社会体育課（☎ 62・5163）にあります。

問 スポーツ安全協会熊本県支部 ☎ 096・213・9015

荒尾市地域介護予防活
動ガイドを配布中

市では、市内各地区で行われている介護予防体操・いきいきサロン・趣味の活動などの介護予防活動の実施状況をまとめた「荒尾市地域介護予防活動ガイド」を配布しています。

高齢者やその家族で、今

の身体の機能を維持するた

め運動に参加したい人や、

交流・文化活動に参加した

い人など、自宅近くで行わ

れている活動が知りたい人

はご利用ください。

●設置場所 地域包括支援セ

ンター、健康生活課介護保

険係、福祉課福祉係

問 地域包括支援センター ☎ 63・1177

税の相談はお気軽に
電話相談センターへ

国税に関する相談は「電話相談センター」をご利用ください。

●電話相談センター利用手順

と市ホームページで閲覧できます。現地と登記簿などを必ず確認して入札してください。

※公売開始までに滞納に係る徴収金が完納された場合は、公売を中止します。

また、公売代金納付期限

までに滞納に係る徴収金

が完納された場合は、売

却決定が中止されます。

問 収納課 ☎ 63・1362

有害鳥獣一斉駆除を
実施します

野生鳥獣による野菜・果樹などの農作物の被害を防止するため、猟友会荒尾支部の会員が、カラス、ドバトなどの一斉駆除を実施します。

ハトを飼育している人は、期間中ハトを外に出さないでください。

●駆除期間

3月16日（金）～31日（土）

※日曜・祝日を含む

●駆除区域 市内全域（住宅

密集地、公共施設や危険箇

所を除きます）

●駆除方法 猟銃

問 農林水産課 ☎ 63・1443

（自動音声案内）

①最寄りの税務署に電話し、「1」を選択してください。（税務署にご用の場合は「2」を選択）

②相談したい内容の番号を選択します。①年金や給与または事業などの所得

税 ②相続税や贈与税ま

たは譲渡所得 ③法人税

や源泉所得税または年末

調整 ④消費税や印紙税

⑤その他のお問い合わせ

やご不明の場合

問 玉名税務署 ☎ 72・2125

熊本県観光サイト「なご
み紀行」がリニューアル

県と、県観光連盟が運営している熊本県の総合観光案内サイト「なごみ紀行」を知っていますか？ 県内のお勧めスポット、イベントや宿泊予約など、週末のおでかけに役立つ情報を発信しています。このたびリニューアルし、ツイッターやフェイスブックでも観光情報を提供していますので、ぜひご覧ください。

問 県観光課 ☎ 096・333・2335

し尿くみ取り料金が
4月から量目制に変更

し尿くみ取り料金は、一般家庭の世帯人員数に応じた料金制度は3月で終了し、4月からくみ取り量に基づく料金制度になります。

●手数料の単価 1リットル当たり8円40銭（税込み）

●変更届などの手続

①4月から、料金は毎月請

求です。不在が多く集金

では不都合な人は、口座

振替をご活用ください。

②複数の申込世帯で1つの

便槽を利用しているところ

は、代表申込者でくみ

取り手続が必要です。

③くみ取りが不要となった

場合は終了届、代表申込

者が代わる場合は変更の

届出をしてください。

●4月から減免手続きは不要

入院や長期出張などで不在

の人の減免申請手続きは不

要です。

●汲取消通知書の確認と活用

くみ取り車両の電子計量機

器で正確なくみ取り量をお

知らせしますので、ご家庭

の利用状況を考えて、無駄

をなくす工夫に役立ててく

ださい。

問 環境保全課 ☎ 63・1370

森林の所有者届出制度
4月から始まります

昨年4月に森林法が改正され、平成24年4月以降に森林の土地の所有者となった人は、市町村長への事後届出が義務付けられました。

●対象者 個人・法人を問わ

ず売買や相続などで森林の

土地を新たに取得した人は、

面積に関わらず届出が必要

です。（国土利用計画法に基

づく土地売買契約の届出を

提出している人を除く）

●届出期間と届出先

土地の所有者となった日

から90日以内に、取得した

土地のある市町村長に届出

をしてください。

※詳しくは取得した土地が

ある市町村の林務担当に

お問い合わせください。

問 農林水産課 ☎ 63・1443

猫を飼っている皆さん
にお願い

猫について、飼い主の管理やマナー不足に対する投